

長野県市長会総務文教部会 次第

日時：令和2年10月21日（水）

県民文化部関係 10：00～

教育委員会事務局関係 10：10～

企画振興部関係 10：30～

場所：県議会増築棟 3階 第2特別会議室

1 開 会

市長会部会長あいさつ

県各部長あいさつ

2 会 議

（1）県等に対する要望事項等について

（2）その他

3 閉 会

総務文教部会出席者名簿

令和2年10月21日(水)

県議会増築棟3階 第2特別会議室

所 属	職 名	氏 名
10:00～10:10 県 民 文 化 部	部 長 こども・家庭課長 こども・家庭課 児童相談・養育支援室長	増 田 隆 志 藤 木 秀 明 樋 口 忠 幸
10:10～10:30 教育委員会事務局	教育次長 義務教育課企画幹兼課長補佐	尾 島 信 久 白 倉 芳 彦
10:30～11:45 企 画 振 興 部	部 長 先端技術担当部長兼 先端技術活用推進課長 交通政策課長 松本空港利活用・国際化推進室 課長補佐 地域振興課長 市町村課長 信州暮らし推進課長	伊 藤 一 紀 大 江 朋 久 小 林 伸 行 黒 岩 丈 幸 山 田 明 子 須 藤 俊 一 中 沢 文 子
市長会総務文教部会	部会長 飯田市長 (欠 席) 須坂市長 伊那市長 千曲市長 (代理 副市長) 安曇野市長 市長会事務局 局 長 次 長	牧 野 光 朗 三 木 正 夫 白 鳥 孝 内 田 雅 啓 宮 澤 宗 弘 青 木 弘 前 島 卓

令和2年度 長野県市長会各部会議題一覧

【 総務文教部会 】

所属市：飯田市・千曲市・須坂市・安曇野市・伊那市

No.	議題	提案市	県担当課	時間	希望市
1	母子生活支援施設に対する支援について	長野市 松本市 上田市	こども・家庭課	10	2 長野、上田
2	幼児教育無償化に係る認可外保育施設等の支援体制の見直しについて	松本市	こども・家庭課		2 松本、大町
3	外国人英語指導助手(ALT)の配置に係る財政支援について	長野市	義務教育課 学びの改革支援課	10	4 小諸、駒ヶ根、中野、塩尻
4	「GIGAスクール構想」実現に向けた国庫補助制度等の拡充について	上田市 須坂市	義務教育課	10	12 松本、上田、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、中野、飯山、茅野、千曲、東御、安曇野
	家庭でのオンライン学習環境の整備に係るランニングコスト等の支援について	長野市 安曇野市	義務教育課		
5	交通事業者への財政的支援について	松本市	交通政策課	10	4 松本、大町、塩尻、千曲
6	信州まつもと空港の全県的利用促進に向けた二次交通の充実について	松本市 ほか4市	松本空港利活用・国際化推進室	10	4 松本、諏訪、塩尻、安曇野
7	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続・拡充について	大町市	地域振興課	10	11 長野、上田、岡谷、飯田、小諸、伊那、中野、大町、飯山、茅野、東御
8	電源立地地域対策交付金の交付期間延長について	長野市 ほか12市	市町村課	10	2 東御、安曇野
9	災害復旧等の特別な財政需要に対する特別交付税の交付額の確保について	須坂市	市町村課		2 須坂、飯山
10	公共施設等適正管理推進事業債の恒久化及び拡充について	須坂市	市町村課	10	6 長野、岡谷、小諸、駒ヶ根、中野、飯山
	公共施設等適正管理推進事業債の更なる拡充について	長野市 中野市 佐久市	市町村課		
11	「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の継続・採択要件の拡充、緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債の時限措置廃止及び拡充について	長野市 上田市 須坂市	市町村課 建設政策課		9 長野、上田、岡谷、諏訪、須坂、伊那、駒ヶ根、東御、安曇野
	緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の恒久化及び拡充について	須坂市	市町村課		
12	無投票当選における選挙公報の発行について	須坂市	市町村課	10	3 諏訪、須坂、小諸
13	DX戦略の推進について	—	先端技術活用推進課	10	県からの提案
14	移住・つながり人口の拡大について	—	信州暮らし推進課	10	県からの提案

【総務文教 1】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会 ; 市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	県民文化部
	☐ その他	名 称	
件名	1 母子生活支援施設に対する支援について		
提案市	長野市、松本市、上田市		
提案要旨	配偶者等から暴力を受けた女性等を、広域的な役割の中で保護し支援を図るため、母子生活支援施設に対する県補助金など支援を要望する。		
提案理由	長野市・松本市・上田市では母子生活支援施設を設置し、長野県女性相談センターや県内外の他市町村からの依頼を受け、配偶者の暴力から避難している女性や子どもの保護を行っている。被害者の安全確保のためには、広域的な入所が必要であり、県内3施設が連携してその責務を担うなど、母子生活支援施設の果たすべき役割は非常に高い。 3市では、国の措置費や既存の補助制度等を最大限活用はしているものの、施設を維持するために、毎年一般財源で多額の費用を負担している。加えて今後は、施設の老朽化等に伴う施設整備や運営主体の選定などの面で、更なる負担の増大が見込まれる。 このため、女性保護における広域的な役割が県民益にも合致することに鑑み、3市の母子生活支援施設が安定的に維持できるよう、調整機能としての県の関与を更に求めるとともに、施設運営や施設整備への補助金を要望する。		
現況及び課題等	【長野市 施設概要】・建築年 昭和52年建設（築後42年経過） ・定員数 10世帯 ・部屋数 18 ・職員数 6名 ・運営 社会福祉法人に委託 ・経費（H30年度） 施設運営費 他市等負担金 一般財源 32,074,000円 21,000,923円 11,073,077円 【課題】施設の老朽化、浴室が各部屋にない(共同使用)、トイレが和式		

	【松本市 施設概要】・建築年 平成 2 年建設（築後 29 年経過） ・定員数 19 世帯 ・部屋数 19 ・職員数 5 名 ・運営 松本市直営 ・経費（H30 年度） 施設運営費 他市等負担金 一般財源 30,484,000 円 16,148,882 円 14,335,118 円 【課題】施設の老朽化に伴い、改修工事費が年々増加している。 【上田市 施設概要】・建築年 昭和 55 年建設（築後 39 年経過） ・定員数 20 世帯 ・部屋数 20 ・職員数 13 名 ・運営 社会福祉法人に委託（指定管理者制度） ・経費（H30 年度） 施設運営費 他市等負担金 一般財源 61,937,030 円 43,467,251 円 18,469,779 円 【課題】施設の老朽化、浴室が各部屋にない(共同使用)、運営事業者の確保 【参考】施設整備交付金（次世代育成支援対策施設整備） 市町村が設置する場合 国（1/2） 県（一） 市町村（1/2）
関係法令	児童福祉法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

【総務文教 2】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	 県民文化部
件名	2 幼児教育無償化に係る認可外保育施設等の支援体制の見直しについて		
提案市	松本市		
要 提 案 旨	認可外保育施設を対象とした「信州やまほいく保育料負担軽減事業」について、県内統一した支援体制の構築を要望する。		
提案理由	県は、幼児教育・保育無償化に合わせて、信州やまほいく認定園を対象とした保育料負担軽減事業を実施したが、市町村の負担を前提とした現行の「信州やまほいく保育料負担軽減事業」については、以下の課題があると考えている。 1 各市町村による保育料の負担の有無によって、同じ施設の利用者（保護者）に利用料の差異が生じており、その結果、保護者等から保育料を負担していない市町村に対して負担するように要望や陳情が来ている。 2 同じ施設の利用者間で利用料の差異が生じることは、公平性に欠けており、制度そのものの見直しが必要である。 3 信州やまほいく保育料負担軽減事業対象施設以外の認可外保育施設との負担の公平性の確保についても検討が必要である。 4 県の事業であるため、全額を県が負担していただくことが望ましい。		
現況及び課題等	<市内の状況> ○普及型 公立保育園 5 園（錦部・双葉・安曇・乗鞍・奈川） 私立幼稚園 5 園（鈴蘭・松本光明・松本中央・松本青い鳥・松本短大） ○特化型 <u>認可外保育施設 1 園（里山保育ひなたぼっこ、梓川地区）</u> ※ 公立幼稚園、私立保育園は 0 園		
法令関係			

【総務文教 3】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国 担当省庁 ☒ 県 担当部局 教育委員会事務局、県民文化部 ☐ その他 名 称		
件名	3 外国人英語指導助手（ALT）の配置に係る財政支援について		
提案市	長野市		
提案要旨	児童が生きた英語に触れる機会の拡大・充実を図るため、外国人英語指導助手（ALT）の配置に係る財政支援を要望するもの。		
提案理由	令和2年度の小学校新学習指導要領全面実施に伴い、4技能（聞く、話す、読む、書く力）の育成・評価が更に重要視されることとなった。 「聞く」「話す」を始めとした4技能の習得については、小学校の早い段階で、生きた英語を身近に感じ、英語でやり取りすることの楽しさを体験することが有効な手段の一つであることから、小学校へ重点的にALTを配置するため。		
現況及び課題等	・ 国では「学力向上を目的とした学校教育活動支援事業」において、JETプログラムによらない、いわゆるNON-JETのALTに係る経費についても対象とし、県を通した間接的な財政支援を行う枠組みとなっている。しかしながら、県においてその受け皿となる対象メニューの設定がないため、市町村は全額一般財源でALTを配置している。 ・ JET-ALTについては、大学卒業後の若い外国人が主で、社会経験が浅く日本語能力も高くない者が多いため、英語の専科教員がいる中学校へ配置せざるを得ないのが実情である。 ・ 当市では年に5～8回程度実施する研修等によりALTの質の向上を図っているが、JET-ALTについては任期により3年（最長5年）で交代になってしまうため、質の高さを維持することが困難である。		
関係法令			

【総務文教 4-1】(4月総会採択)

○ 総務文教分野

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会； 市)			
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	文部科学省	
	☐ 県	担当部局		
	☐ その他	名 称		
件名	4-1 「GIGAスクール構想」実現に向けた国庫補助制度等の拡充について			
提案市	上田市・須坂市			
提案要旨	国において進められている教育のICT化に向けた「GIGAスクール構想」の実現、並びに将来の機器更新等に向けた財源確保策として、国庫補助制度等の改善・拡充を要望する。			
提案理由	令和元年度の補正予算により、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するため、「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」及び「公立学校情報機器整備費補助金」が創設された。当該補助金を活用した環境整備を進めるため、必要な工事費及び付帯工事費を見積り、国からの一次・二次調査に的確に対応してきたが、3月5日付の交付内定通知では、この調査によらず、学級数による補助単価が唐突に示され、これに基づく補助額が示された。これでは、当初の児童・生徒が学習活動を行う場へ整備するという目標達成は困難である。 また、事業対象経費の上限額（LAN：3,000万円、端末4.5万円）を超えた部分は自治体の負担となるなど、厳しい財政状況の中で、補助制度への申請が困難な自治体もある。 GIGAスクール構想を着実に推進するためには、確実な補助額の確保と自治体の事情も考慮した事業期間の設定や一般財源の負担軽減、さらに機器更新時等の財源を確保するために恒常的な補助制度等となるよう要望する。			
現況及び課題等	上田市には、小学校25校・中学校11校の合計36校あり、各校への通信ネットワーク整備、1人1台端末の整備には多額の予算が必要となり、複数年かけてICT環境を整備せざるを得ない状況である。 須坂市には、小学校11校・中学校4校・支援学校1校の合計16校があり、GIGAスクール構想の実現には多額の予算を必要とするが、令和元年度の交付内定額は本市が積算した事業費と著しく乖離しており、GIGAスクール構想を着実に進めるうえで支障をきたしている。			
関係法令	地方財政法、情報通信ネットワーク環境施設整備・情報機器整備費補助金交付要綱、学校施設環境改善交付金交付要綱			

【総務文教 4-2】（7月副市長会、8月総会採択）

○ 総務文教分野

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 担当省庁 文部科学省 ☐ 県 担当部局 ☐ その他 名 称		
件名	4-2 家庭でのオンライン学習環境の整備に係るランニングコスト等の支援について		
提案市	長野市、安曇野市		
提案要旨	家庭でのオンライン学習環境を早期に整備するため、現状で補助対象となっていない端末等の導入後のランニングコスト、更新費、有償ソフトウェアの購入費等に対する財政支援を要望する。		
提案理由	国の令和2年度補正予算、GIGAスクール構想の加速による学びの保障において、新型コロナウイルス対策として緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備等に対する財政支援が決定された。 しかしながら、端末等の導入後のランニングコスト、更新費、有償ソフトウェアの購入費等については補助対象となっておらず、家庭でのオンライン学習環境の整備を進めるに当たり、市町村に多額の費用負担が発生する。 現在の補助制度では、家庭でのオンライン学習環境を十分に整備することは困難と考えるため、これらの費用に対する補助メニューの新設や、各事業者に対する料金引き下げの働きかけなど必要な支援をお願いしたい。		
現況及び課題等	・ オンラインの学習のため、長野市で全児童生徒（令和2年5月1日現在27,568人）に対して、1人1ヶ月あたり2,000円程度の学習コンテンツ（AIドリル）を1教科導入した場合、年間約6.6億円の費用が発生する。安曇野市で同様のコンテンツを導入した場合には、全児童生徒7,331人（令和2年5月1日現在）で、年間約1.75億円の費用が発生する。 ・ 市町村の一般財源のみで家庭でのオンライン学習を実施していくのは非常に困難な状況である。		
法令関係	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱		

【総務文教 5】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）																																
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設																														
要望先	☒ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	国土交通省 企画振興部 																														
件名	5 交通事業者への財政的支援について																																
提案市	松本市																																
提案要旨	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、交通事業者の経営状況が逼迫していることから、真に必要な「市民の足」を確保するため、交通事業者への積極的な財政的支援を要望する。																																
提案理由	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出の自粛が求められたことなどから、アルピコ交通が運行する一般路線バス、鉄道事業の利用者が著しく減少している。 経営状況が逼迫する中で、雇用を維持しながら事業を継続するため、アルピコ交通から、路線バスの減便についての提案とともに、公的支援の要請がなされた。 本市では、通院、買い物、通勤・通学など、真に必要な「市民の足」を確保することは重要性が高いとの判断から、一定の公的支援を検討している。 本市の公共交通は、近隣市町村の住民の移動を確保する機能を果たしているため、広域的な視点から、積極的な県の財政的支援を要望する。																																
現況及び課題等	1 路線バスの月別収入状況（前年比） <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th><th>一般路線バス</th><th>タウンズニーカー</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月</td><td>71.2%</td><td>58.4%</td></tr> <tr> <td>4月</td><td>48.5%</td><td>24.9%</td></tr> <tr> <td>5月</td><td>42.9%</td><td>21.4%</td></tr> <tr> <td>6月</td><td>65.5%</td><td>48.9%</td></tr> </tbody> </table> 2 上高地線の月別収入状況（前年比） <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th><th>定期</th><th>定期外</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月</td><td>121.6%</td><td>51.8%</td></tr> <tr> <td>4月</td><td>53.4%</td><td>19.5%</td></tr> <tr> <td>5月</td><td>73.3%</td><td>11.5%</td></tr> <tr> <td>6月</td><td>79.7%</td><td>27.4%</td></tr> </tbody> </table>				一般路線バス	タウンズニーカー	3月	71.2%	58.4%	4月	48.5%	24.9%	5月	42.9%	21.4%	6月	65.5%	48.9%		定期	定期外	3月	121.6%	51.8%	4月	53.4%	19.5%	5月	73.3%	11.5%	6月	79.7%	27.4%
	一般路線バス	タウンズニーカー																															
3月	71.2%	58.4%																															
4月	48.5%	24.9%																															
5月	42.9%	21.4%																															
6月	65.5%	48.9%																															
	定期	定期外																															
3月	121.6%	51.8%																															
4月	53.4%	19.5%																															
5月	73.3%	11.5%																															
6月	79.7%	27.4%																															
法令関係																																	

【総務文教 6】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☒ その他（県の主体的な取組を求めるもの）	分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国 担当省庁 ☒ 県 担当部局 企画振興部 ☐ その他 名 称		
件名	6 信州まつもと空港の全県的利用促進に向けた二次交通の充実について		
提案市	松本市、上田市、大町市、塩尻市、安曇野市		
提案要旨	令和元年10月27日から信州まつもと空港には神戸空港への定期運航路線が開設され、期間限定の大阪・札幌丘珠線と合わせて12便（定期便通常時8便）となった。また、路線拡充が進む中、FDA就航後の利用者は100万人に到達し、まさに「信州の空の玄関口」となっている。 そのような中、観光客には空港から目的地まで、県民には空港までの交通手段の確保が不安要素となっている。県の「空の玄関口であり交通ネットワークの核」として今後の更なる利用促進には、県内主要都市や主要観光拠点を結ぶ二次交通の充実が最重要課題であり、県の主体的な取組を要望する。		
提案理由	1 信州まつもと空港の二次交通は、松本駅を往復するエアポートシャトルと、安曇野・大北方面の北アルプス山麓を往復する信州まつもと空港シャトル便のみで、他の地方空港に比べ極めて脆弱である。 2 信州まつもと空港は、県営空港であり、その利用促進とそれにつながる二次交通の確保は、空港設置管理者の県の責務と考える。		
現況及び課題等	1 二次交通の赤字分は、松本駅エアポートシャトルは全県組織である信州まつもと空港利用促進協議会とFDAが折半で、北アルプス山麓を往復する信州まつもと空港シャトル便は大糸線ゆう浪漫委員会の構成自治体が補填しており、県独自の二次交通確保策がない状況である。 2 利用者数が増加しているものの、運行経費がそれに比例して増加し、運営を支えている各自治体の財政支援だけでは今後運営できない。 3 松本駅エアポートシャトルの運行会社は、特に観光トップシーズンの運行に難色を示している。 4 松本市・上田市で運行している松本バスターミナルと上田駅を結ぶ直行バスの空港乗入について、運行会社が難色を示している。 5 二次交通については、運営及び情報の一元化が必要である。 6 松本駅エアポートシャトルは観光バス車両に変更され、快適性の向上が図られた（R2年3月29日～）。		
関係法令			

【総務文教 7】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (☐ ☐ ☐ 第 ☐ 回総会； ☐ 市)			
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 (☐)		分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	内閣府	
	☐ 県	担当部局		
	☐ その他	名称		
件名	7 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続・拡充について			
提案市	大町市			
提案要旨	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各地における地域経済や市民生活に与える影響は想像以上に大きく、今後、地方公共団体が行う経済対策等は、長期的に実施していく必要がある。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援を継続するとともに規模の拡充を要望する。			
提案理由	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛や、拡大防止に向けた事業者に対する休業要請は、観光・宿泊施設、飲食店等の地域経済、また、市民生活に与えた影響は深刻である。 この度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、感染症への対応や地域経済の活性化が主な目的となっているが、今後、さらに医療体制の充実や地域経済の回復に向けた準備・支援は長期的に行っていく必要があると考えられ、同交付金による支援の継続と規模の拡充を要望する。			
現況及び課題等	新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金 交付限度額：長野県市町村分 89億2900万円 大町市分 1億3870万円			
関係法令	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく予算措置			

【総務文教 8】（4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会； 市)			
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	経済産業省資源エネルギー庁	
件名	8 電源立地地域対策交付金の交付期間延長について			
提案市	長野市、松本市、上田市、飯田市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、飯山市、茅野市、佐久市、東御市、安曇野市			
提案要旨	電源立地地域対策交付金は、水力発電施設を有する県内の 46 市町村に交付されているが、制度創設当初から交付金が交付されている発電施設分については、令和 2 年度末に交付期間の 40 年が終了となる。電源立地地域は、過疎化・高齢化が進行する中山間地域に位置している例が多く、当交付金は地域の活性化施策のための貴重な財源として有効に機能してきたところである。当交付金の目的である発電用施設の設置に係る地域住民の更なる理解促進のため、交付期間を延長するよう強く国に要望する。			
提案理由	電源立地地域対策交付金は、発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備等を促進し、地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的としている。施設周辺地域では、当交付金による地域活性化事業により生活の利便性向上に努めてきたものの、過疎化・高齢化が進む中、引き続き地域活性化対策を講ずることにより、地域住民の理解が更に促進され、発電施設の円滑な運転に資することが期待される。よって、当交付金の交付期間の延長を、国に対し要望する。			
現況及び課題等	ダムや発電関係市町村は、概ね山間地域にあり、これまで多くの犠牲を払いながら国民の生活や経済の発展に欠かすことのできない水や電力の供給という重要かつ公益的な役割を担ってきた。こうした地域の市町村の多くは、過疎化・少子高齢化等の進行、財政基盤の脆弱化、ダムの存在等に伴う河川環境の影響など多くの問題を抱えている。これらの課題に対応するため、今後も交付金等による財源措置が不可欠である。			
法令関係	発電用施設周辺地域整備法 電源立地地域対策交付金交付規則			

【総務文教 9】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 担当省庁 総務省 ☐ 県 担当部局 ☐ その他 名 称		
件名	9 災害復旧等の特別な財政需要に対する特別交付税の交付額の確保について		
提案市	須坂市		
提案要旨	被災による特別な財政需要に対する特別交付税の交付については、令和2年度も引き続き、各自治体における災害応急対応、災害復旧・復興に要した事業費に対して十分な額を交付していただくよう要望する。		
提案理由	令和元年東日本台風によって、当市においても県内他自治体と同様に、住家の損壊、農地等への土砂流入・堆積、道路・河川等の破損など甚大な被害が発生した。国においては、災害救助法による応急対応支援、公共施設等の災害復旧事業費に対する国庫負担と地方負担分の地方債の元利償還金に対する交付税措置など、現在においても財政支援措置を講じていただいているところである。 しかし、被災自治体の実際においては、より被災者に寄り添った生活支援のため、災害救助法の対象とならない物品（寒冷地のためストーブなど）の支給、半壊世帯への信州被災者生活再建支援制度による支援金支給などの単独事業の実施、また、避難所運営における職員の人件費など特別な財政需要が生じている。 そこで、被災自治体が財政面で安心感をもって、的確に復旧・復興、被災者支援に取り組めるよう、特別交付税による適切な財政支援が必要である。		
課題等 現況及び	毎年、12月に現年災に対する特別交付税（ルール分）等が交付。3月には災害関連（ルール分、特殊財政事情分）について交付。		
法令 関係	地方交付税法 第15条		

【総務文教 10-1】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R1・8・22第145回総会；長野市・東御市)																							
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設																					
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省																					
	☐ 県	担当部局																						
	☐ その他	名称																						
件名	10-1 公共施設等適正管理推進事業債の恒久化及び拡充について																							
提案市	須坂市																							
提案要旨	公共施設等適正管理推進事業債については、令和3年度まで（うち市町村役場機能緊急保全事業については令和2年度まで）とされているが、時限措置の廃止と恒久化及び地方財政措置の拡大を要望する。																							
提案理由	公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設の維持更新における地方公共団体の貴重な財源である。 建設から30年以上経過している当市の公共施設は、施設面積全体の半数を占めているが、厳しい財政状況の中で施設の新設・更新は困難であり、各施設について法定耐用年数を超えて使用せざるを得ない状況である。 また、多くの施設の長寿命化事業を短期間に施工することは困難であり、優先順位を付け、長期的な視点で実施する必要がある。 そのため、今後の計画的な事業実施を可能にするため、公共施設等適正管理推進事業債の時限措置の廃止と恒久化、及び安定的かつより充実した財源の裏付けのため、交付税措置を拡充していただきたい。																							
現況及び課題等	【公共施設等適正管理推進事業債】（令和3年度まで（6. は令和2年度まで）） <table border="0"> <tr> <td>1. 集約化・複合化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率50%</td> </tr> <tr> <td>2. 長寿命化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30～50%</td> </tr> <tr> <td>3. 転用事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30～50%</td> </tr> <tr> <td>4. 立地適正化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30～50%</td> </tr> <tr> <td>5. ユニバーサルデザイン化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30～50%</td> </tr> <tr> <td>6. 市町村役場機能緊急保全事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率 ※</td> </tr> <tr> <td>7. 除却事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置なし</td> </tr> </table> ※起債対象経費の75%の範囲内で充当した起債の元利償還金の30%			1. 集約化・複合化事業	充当率90%	交付税措置率50%	2. 長寿命化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	3. 転用事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	4. 立地適正化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	5. ユニバーサルデザイン化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	6. 市町村役場機能緊急保全事業	充当率90%	交付税措置率 ※	7. 除却事業	充当率90%	交付税措置なし
1. 集約化・複合化事業	充当率90%	交付税措置率50%																						
2. 長寿命化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
3. 転用事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
4. 立地適正化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
5. ユニバーサルデザイン化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
6. 市町村役場機能緊急保全事業	充当率90%	交付税措置率 ※																						
7. 除却事業	充当率90%	交付税措置なし																						
法令関係	地方財政法																							

【総務文教 10-2】(7月副市長会、8月総会採択)

区分	☐ 新規 ■ 再提案 （R元・8・22 第145回総会；長野市、東御市）																							
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ■ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設																					
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省																					
	☐ 県	担当部局																						
	☐ その他	名 称																						
件名	10-2 公共施設等適正管理推進事業債の更なる拡充について																							
提案市	長野市、中野市、佐久市																							
提案要旨	公共施設等適正管理推進事業債については、令和3年度まで（うち市町村役場機能緊急保全事業については令和2年度まで）とされているが、令和2年度での個別施設計画の策定に向け、適正管理を推進するため、対象期間を延長するとともに地方財政措置の拡大を要望する。																							
提案理由	公共施設等適正管理推進事業債の活用に必要な個別施設計画については、令和2年度中の策定を予定しており、計画に基づく事業を令和3年度以降、順次、実施していくためには延長が必要である。 特に、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による業務の遅延が懸念されることに加え、複合型公共施設などの集約化・複合化事業の実施に当たっては、市民との合意形成等に多くの時間を費やすことから、短期間に事業化することは困難な状況にある。 また、令和元年度東日本台風災害及び新型コロナウイルスへの対応に多額の財政負担を要したことから、地方財政措置の拡大を求めるもの。																							
現況及び課題等	【公共施設適正化推進事業債】（令和3年度まで（6．は令和2年度まで）） <table border="0"> <tr> <td>1. 集約化・複合化事業</td><td>充当率90%</td><td>交付税措置率50%</td></tr> <tr> <td>2. 長寿命化事業</td><td>充当率90%</td><td>交付税措置率30～50%</td></tr> <tr> <td>3. 転用事業</td><td>充当率90%</td><td>交付税措置率30～50%</td></tr> <tr> <td>4. 立地適正化事業</td><td>充当率90%</td><td>交付税措置率30～50%</td></tr> <tr> <td>5. ユニバーサルデザイン化事業</td><td>充当率90%</td><td>交付税措置率30～50%</td></tr> <tr> <td>6. 市町村役場機能緊急保全事業</td><td>充当率90%</td><td>交付税措置率 ※</td></tr> <tr> <td>7. 除却事業</td><td>充当率90%</td><td>交付税措置なし</td></tr> </table> ※起債対象経費の75%の範囲内で充当した起債の元利償還金の30%			1. 集約化・複合化事業	充当率90%	交付税措置率50%	2. 長寿命化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	3. 転用事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	4. 立地適正化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	5. ユニバーサルデザイン化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	6. 市町村役場機能緊急保全事業	充当率90%	交付税措置率 ※	7. 除却事業	充当率90%	交付税措置なし
1. 集約化・複合化事業	充当率90%	交付税措置率50%																						
2. 長寿命化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
3. 転用事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
4. 立地適正化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
5. ユニバーサルデザイン化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
6. 市町村役場機能緊急保全事業	充当率90%	交付税措置率 ※																						
7. 除却事業	充当率90%	交付税措置なし																						
法令関係	地方財政法																							

【総務文教 11-1】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	総務省、財務省、国土交通省
件名	11-1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の継続・採択要件の拡充、緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債の時限措置廃止及び拡充について		
提案市	長野市・上田市・須坂市		
提案要旨	重要インフラの防災、減災対策の更なる推進のため、令和2年度までとされている緊急対策の期間の延長（継続）と採択事業の拡充、交付要件の緩和、事業債の時限措置の廃止及び財政措置の拡充を要望する。また、令和3年度から国土強靱化地域計画の策定を交付要件とする方向の国土強靱化関係交付金について、策定中の自治体に猶予期間を設けるなど、各自治体の事情も十分に考慮するよう要望する。		
提案理由	令和元年東日本台風に伴う豪雨により、堤防の決壊や越水、大規模な土砂崩落や倒木など、極めて甚大な被害が発生した。当面は、この災害の復旧・復興を進めていくことから、並行して防災・減災対策を進めることが困難であることをはじめ、市民生活を支える重要インフラの機能を維持するためにも、今後も継続して防災・減災対策を実施していく必要があり、令和2年度に最終年を迎える「緊急対策」の延長を要望するとともに、関係事業債の時限措置廃止及び財政措置の拡充を要望するもの。また、緊急対策の採択要件についても地方都市の実情がより反映されるよう、更なる拡充を求めるもの。		
現況及び課題等	長野市では、国交省所管国土強靱化緊急対策事業として、33路線、事業費約9億円を予定するが、道路法面の安全点検で対策が必要と判断した箇所が150程度あり、国の強力な財政支援が必要な状況である。市管理橋梁の耐震化は採択要件に合致しないため、防災・安全交付金事業で対応中。 上田市・須坂市では、これまで、公共施設の耐震化や防災行政無線の更新等に関係事業債を活用してきたが、耐震化が必要な公共施設が多く残っており、今後も計画的に整備を進めていく必要がある。		
法令関係	地方財政法、地方財政法施行令		

【総務文教 11-2】（8月総会採択）

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R2・4・16第146回議会；上田市、須坂市ほか)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省、消防庁
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名称	
件名	11-2 緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の恒久化及び拡充について		
提案市	須坂市		
提案要旨	令和２年度までとされているこれらの事業債の時限措置の廃止と恒久化及び財政措置の拡充を要望する。		
提案理由	緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債は、手厚い財政措置が講じられているが、事業年度は令和２年度までとされている。 このような中、令和元年に発生した台風第19号では、当市においても、甚大な被害をもたらした。 今回の災害により、多くの時間、人員、費用をかけて復旧・復興を進めていくことになり、厳しい財政状況の中、これらと並行して防災・減災対策を進めていくのは極めて困難な状況にある。 令和２年度地方財政対策では、対象事業の拡充等の措置が講じられたものの、今後も継続的かつ安定的に防災・減災対策を充実強化していくため、本事業債の恒久化及び財政措置の拡充を要望する。		
現況及び課題等	当市では、これまで、公共施設の耐震化や防災行政無線の更新に本事業債を活用してきたが、今後も計画的に避難所など防災インフラの整備を進めていく必要がある。		
関係法令	地方財政法、地方財政法施行令		

【総務文教 12】（4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 担当省庁 総務省 ☐ 県 担当部局 ☐ その他 名 称		
件名	12 無投票当選における選挙公報の発行について		
提案市	須坂市		
提案要旨	市町村議会議員又は市町村長の選挙における無投票当選時でも選挙公報の発行を義務付けるよう、公職選挙法の改正を要望する。		
提案理由	無投票当選時でも選挙公報の発行を義務付けることにより、有権者が立候補者の公約を知る機会の確保をするとともに、有権者・立候補者双方で政策実現のチェックリストとなり、緊張感をもって政策を実行することができる。 政治活動として公約を周知する手段もあるが、これを行うかどうかは立候補者の随意に委ねられていることから、公職選挙法において無投票当選時でも選挙公報の発行を義務付けるよう法の見直しを要望したい。		
現況及び課題等	公職選挙法第171条（選挙公報の発行を中止する場合）の規定により、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙において無投票当選となった場合は選挙公報発行の手続は、中止するとされており、選挙公報は発行できず、有権者・立候補者双方にとって公約等を知る・知らせる機会の喪失となっており、さらには政治への無関心、社会への無関心につながるものが憂慮される。		
関係法令	公職選挙法		